

大熊町 ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託  
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、令和 2 年 2 月に「大熊町 2050 ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和 3 年 2 月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。今回、ビジョンを具体化し、理念の浸透や施策の推進等を図るため、「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施する。

2 業務内容

- (1) 対象業務 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
- (2) 仕様 別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和 4 年 3 月 31 日までの期間
- (4) 委託費の上限  
金 30,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。  
ア 破産者で復権を得ない者  
イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。  
ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者  
イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るも

のを含む) がなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、以下に示す業務の全てを受注した実績があること。
  - ・2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた地域のビジョン・計画等の策定業務等(低炭素ではなく脱炭素を前提としたものであること)
  - ・既存需要施設への自家消費型再生可能エネルギーの導入に向けた設計業務等
- ⑧ 東北地方に本社あるいは支店等を有すること。(2以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員のいずれかが本件を満たすこと)

## (2) 実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 4 スケジュール及び様式一覧

### (1) スケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年3月29日(月)
質問受付期限	令和3年3月31日(水) 午後5時まで
質問回答	令和3年4月2日(金)
参加資格確認申請書提出期限	令和3年4月6日(火) 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和3年4月9日(金)
審査会(プレゼンテーション)	令和3年4月13日(火) ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和3年4月14日(水) 以降

### (2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書

## 5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和3年3月31日(水)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町企画調整課宛てに電子メールにより提出すると。電子メールの件名は「【質問書】大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール:kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp(企画調整課宛)

- (3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年4月2日(金)午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

## 6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和3年4月6日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 企画調整課
- (3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

④ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑧を満たしていることを証する書類の写し

- (4) 提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

## 7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年4月9日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 大熊町役場企画調整課
- (3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4判とする)

- ② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）
- ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④ 会社概要（様式第 3 号）と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤ 守秘義務誓約書（様式第 4 号）
- ⑥ 業務実施体制書（様式第 5 号）
- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）  
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

#### （4）提出部数

- ・①～⑨につき、印刷 1 部及び PDF データ
- ・その他、審査委員会用の PDF データとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つの PDF データに合体させたものを提出すること。（④、⑥、①の順とすること）

#### （5）提出方法

電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

### 8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下のとおり作成すること。本業務では、調査手法や温暖化対策に対する一般的な知識・経験に加えて、大熊町の地域特性に対する深い理解に基づいて、ゼロカーボンを通じた町の復興という政策目的を実現するためのリサーチデザインの能力が必要不可欠である。提案者は、大熊町ゼロカーボンビジョンをよく読み込んだ上で、以下の内容について資料を作成すること。

#### （1）提案内容

- ① ゼロカーボンビジョン推進体制の構築
  - ・ゼロカーボンの取り組みを持続的かつ効果的に進めるための仕組みについて、京都市や長野県等の先進事例を参考にしながら、その手法や方法論を明らかにしながら具体的に提案すること。
- ② ゼロカーボンビジョンの普及啓発
  - ・大熊町が置かれた状況に即して、ゼロカーボンビジョンの普及啓発を行う対象、発信手法の検討に当たって重要なポイントを提示すること。

- ③ 大熊ゼロカーボン住宅・建築物の推進支援
  - ・大熊町が置かれた状況に即して、新築住宅に対する大胆な新規施策を立案するにあたって、どういった目的を達成するためにどういった政策手法を用いることが有効と考えるか論理的に説明すること。
- ④ 再生可能エネルギー導入具体化支援
  - ・大熊町が置かれた状況に即して、大規模太陽光、屋根太陽光、陸上風力、洋上風力、木質バイオマス、小水力及び波力のそれぞれの再生可能エネルギーの導入にあたっての課題と対応の方針を整理すること。

## (2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

### (2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

### (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

### (4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

### (5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 審査に関する事項

### (1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

### (2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

#### ① 開催日時及び会場

令和3年4月13日（火）※時間は別途通知

大熊町役場本庁舎

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。

#### ② 審査所要時間

説明時間20分以内、及び質疑応答10分以内の計30分以内を目安とする。

#### ③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

#### ④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

### 【審査基準】

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。		(10)
① 体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。 ・分野ごとに専門性を有する人材を配置しているか。	5
② 実績	・脱炭素社会の実現に向けた調査検討に関する実績があるか。 ・大熊町における調査検討に関する実績があるか。	5
2. ゼロカーボンビジョンの推進について		(40)
③ 推進体制構築	持続的に施策が推進されるために必要な仕組み、手法を明らかにするとともに、その骨格を検討できているか。	5
④ 普及啓発	大熊町民及び移住促進・企業誘致のターゲットに対して、平凡ではなく効果的な普及啓発を実施できる構想を有しているか。	5

⑤	住宅・建築物	国の住宅関連の制度・補助事業と、大熊町が置かれた状況の両面を理解した上で、独自に実施する政策手段を具体的に検討できているか。	5
⑥	再エネ導入 (太陽光)	大規模太陽光や屋根太陽光の導入にあたっての課題と対応の方針を、大熊町の利用可能量や社会経済状況に即して検討しているか。	5
⑦	再エネ導入 (風力)	陸上風力、洋上風力の導入にあたっての課題と対応の方針を、大熊町の利用可能量や社会経済状況に即して検討しているか。	5
⑧	再エネ導入 (バイオマス)	木質バイオマスのエネルギー利用にあたっての課題と対応の方針を、大熊町の利用可能量や社会経済状況に即して検討しているか。	5
⑨	再エネ導入 (小水力・波力)	小水力及び波力の導入にあたっての課題と対応の方針を、大熊町の利用可能量や社会経済状況に即して検討しているか。	5
⑩	地域理解	大熊町が置かれた特殊な状況を定量的かつ定性的に理解し、地に足の着いた検討ができているか。加えて、その特殊性や厳しさを逆手にとってゼロカーボンの推進に生かしていく発想力を有しているか。	5
合計点			(50)

#### 【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

#### 【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

#### 【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

#### 1 1 契約の締結等

##### (1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

##### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1.3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 企画調整課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7586

メールアドレス [kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp](mailto:kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp)